

平成30年分 山林所得の申告のしかた(記載例)

はじめに

- 確定申告書には、申告書Aと申告書Bがありますが、山林(立木)を伐採し、お売りになった場合の山林所得の申告は、「**申告書B第一表、第二表**」及び「**申告書第三表(分離課税用)**」の申告書用紙で行います。
この場合、山林所得の金額の計算は、「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」で行います。
- この冊子は、「**平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用**」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)と併せてご覧ください。
- 平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、**平成31年(2019年)2月18日(月)から同年3月15日(金)まで**です。
なお、還付申告書は、平成31年(2019年)2月15日(金)以前でも提出できます。
 - ・ 平成31年(2019年)2月16日(土)と17日(日)は税務署の閉庁日となりますので窓口での相談及び申告書の受付は行っておりません。
 - ・ 申告書は、郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により、提出することができます。(郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が**申告期限(平成31年(2019年)3月15日(金))**内となるよう、お早めにご送付ください。)
 - また、**e-Tax**ソフトを利用して申告等データを作成し、送信することもできます。
 - ・ 税務署の閉庁日(土・日曜日・祝日等)は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりませんが、**一部の税務署**では、**2月24日**と**3月3日**に限り**日曜日**でも、確定申告の相談及び申告書の受付を行います。
詳しくは、国税庁ホームページで確認されるか、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 平成28年分の課税売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方は、平成30年分の消費税の課税事業者に該当します。
 - ・ 平成28年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(平成29年1月1日から同年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超えている方は、**平成30年分の消費税の課税事業者**に該当します。
なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。
この場合、**平成31年(2019年)4月1日(月)までに消費税及び地方消費税の確定申告と納税を行う必要があります。**
消費税及び地方消費税の申告や納税の手続については、「消費税及び地方消費税の確定申告の手引き」(国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。
- 平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しています。

目次

- この冊子では、確定申告書の記載手順と次の事例の記載例、参考として「山林所得のあらまし」などを掲載しています。(ページ)
 - (1) 確定申告書の記載手順 2 ~ 3
 - (2) 【事例1】 山林を伐採し、売却したケース 4 ~ 13
 - (3) 【事例2】 消費税の課税事業者の方が山林を伐採し、売却したケース 14 ~ 15
 - (4) 【参考1】 平成30年分 山林所得のあらまし 16 ~ 21
 - (5) 【参考2】 山林所得に対する所得税の税額表など 22 ~ 23



復興特別所得税額の記入漏れにご注意ください！！

平成25年分から平成49年(2037年)分まで、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。確定申告書の作成に当たっては、**復興特別所得税額の記入漏れにご注意ください。**

再差引所得税額 (基準所得税額) (38-39)	40				7	2	7	0	0	0
復興特別所得税額 (40×2.1%)	41				1	5	2	6	7	
所得税及び復興特別所得税の額 (40+41)	42				7	4	2	2	6	7

注意！

記載方法は、2、13ページ
をご覧ください。

確定申告書の記載手順

- 「確定申告書」は、「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表(分離課税用)」の申告書用紙を使用します。ここでは、【事例1】(4ページから13ページ)に基づいて作成した「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表(分離課税用)」を示して、申告書の記載手順を説明します。
 - 記載手順は、矢印と番号(①から⑦)で記載箇所ごとに表示しています。各記載箇所の記載方法の詳細は、4ページから15ページをご覧ください。
- なお、「確定申告書」の作成に先立って、「山林所得収支内訳書(計算明細書)」(国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を作成します。

(記載した部分は、便宜上、青色で印刷しています。)

申告書B第二表

確定申告書には、毎回、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

記載手順

① 「山林所得収支内
(4～5、14～15

② 第一表の収入金
す。(6～7ペー

③ 第二表を作成し
第二表は、②及び
(第二表の記載例

④ 第一表の所得か
ます。(9ページ

⑤ 第三表の山林の
を書きます。
(10～11ページ参

⑥ 第三表の税金の
(12ページ参照)

⑦ 第一表の税金の
を書きます。
(13ページ参照)

申告書B第一表

30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

税務署長 平成30年2月18日 平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

整理番号 FA0078

住所 Y市〇〇町1-10

氏名 大阪 太郎

性別 男 年齢 36歳 職業 会社員

マイナンバー 3 36 11 09

収入金額等

事業所得	7	
農業所得	1	
不動産所得	2	
配当所得	3	
雑所得	4	6700000
合計	5	6700000

所得金額

事業所得	1	
農業所得	2	
不動産所得	3	
配当所得	4	
雑所得	5	4830000
合計	6	4830000

所得から差し引かれる金額

雑損控除	10	
医療費控除	11	
社会保険料控除	12	580000
小規模企業共済等掛金控除	13	
生命保険料控除	14	50000
地震保険料控除	15	50000
寄附金控除	16	
寡婦・寡夫控除	17	0000
勤労学生・障害者控除	18	0000
配偶者(特別)控除	19	0000
扶養控除	20	0000
基礎控除	21	380000
合計	22	1060000

税

課税される所得金額	26	000
復興特別所得税額	27	727000
配当控除	28	
合計	29	00
復興特別所得税額	30	00
復興特別所得税額	31	727000
復興特別所得税額	32	727000
復興特別所得税額	33	727000
復興特別所得税額	34	15267
復興特別所得税額	35	742267
復興特別所得税額	36	255700
復興特別所得税額	37	486500
復興特別所得税額	38	486500
復興特別所得税額	39	486500
復興特別所得税額	40	486500
復興特別所得税額	41	486500
復興特別所得税額	42	486500
復興特別所得税額	43	486500
復興特別所得税額	44	486500
復興特別所得税額	45	486500
復興特別所得税額	46	486500
復興特別所得税額	47	486500
復興特別所得税額	48	486500
復興特別所得税額	49	486500
復興特別所得税額	50	486500
復興特別所得税額	51	486500
復興特別所得税額	52	486500
復興特別所得税額	53	486500
復興特別所得税額	54	486500
復興特別所得税額	55	486500
復興特別所得税額	56	486500
復興特別所得税額	57	486500
復興特別所得税額	58	486500
復興特別所得税額	59	486500
復興特別所得税額	60	486500
復興特別所得税額	61	486500
復興特別所得税額	62	486500
復興特別所得税額	63	486500
復興特別所得税額	64	486500
復興特別所得税額	65	486500
復興特別所得税額	66	486500
復興特別所得税額	67	486500
復興特別所得税額	68	486500
復興特別所得税額	69	486500
復興特別所得税額	70	486500
復興特別所得税額	71	486500
復興特別所得税額	72	486500
復興特別所得税額	73	486500
復興特別所得税額	74	486500
復興特別所得税額	75	486500
復興特別所得税額	76	486500
復興特別所得税額	77	486500
復興特別所得税額	78	486500
復興特別所得税額	79	486500
復興特別所得税額	80	486500
復興特別所得税額	81	486500
復興特別所得税額	82	486500
復興特別所得税額	83	486500
復興特別所得税額	84	486500
復興特別所得税額	85	486500
復興特別所得税額	86	486500
復興特別所得税額	87	486500
復興特別所得税額	88	486500
復興特別所得税額	89	486500
復興特別所得税額	90	486500
復興特別所得税額	91	486500
復興特別所得税額	92	486500
復興特別所得税額	93	486500
復興特別所得税額	94	486500
復興特別所得税額	95	486500
復興特別所得税額	96	486500
復興特別所得税額	97	486500
復興特別所得税額	98	486500
復興特別所得税額	99	486500
復興特別所得税額	100	486500

復興特別所得税額④1欄の記入をお忘れなく!!

復興特別所得税額 (40×2.1%) ④1

【事例1】山林を伐採し、売却したケース

私は、先祖伝来の山林を伐採し、平成30年11月14日に2,500万円で売却しました。

この山林の所在地は、K市〇〇町××1228番（林地面積は3.2ヘクタール）で、売却した山林の樹種は、杉（樹齢60年）及びひのき（樹齢80年）、材積は3,000m³でした。

また、この山林を売却する際に、伐採費と運搬費が798万円かかりました。

私は、山林を売却した収入以外に、給与（収入金額670万円）があり、給与については、年末調整で「配偶者特別控除」の適用を受けています。

1 「山林所得収支内訳書（計算明細書）」を作成します。

あなたが、消費税の課税事業者に該当する場合、この「山林所得収支内訳書（計算明細書）」は、「課税事業者用」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）をご使用ください。

なお、その場合の記載方法は、14～15ページをご覧ください。

山林の所在地番を書いてください。

お売りになるために山林を伐採した林地の面積を書いてください。

お売りになった山林の樹種や主な立木の樹齢を書いてください。

お売りになった山林の本数や数量（材積）が分かる場合を書いてください。

山林所得収支内訳書 (計算明細書)		譲渡者住所 Y市〇〇町1-10	氏名 (フリガナ) オオサカ 太郎	電話番号 (×××) △△△-〇〇〇〇
譲渡者住所 K市〇〇町××1228番		氏名 (フリガナ) 〇〇 製材(株)	電話番号 ()	
特例適用条文	合 計	内 訳		
譲渡した山林の所在地番		措法 30 条		
面積	3.2 ไร่	措法 条		
樹種	杉 60 年			
樹齢	ひのき 80 年			
本数	3,000 m ³			
譲渡した山林の住所又は所在地	K市〇〇町××1-2-3			
譲渡した先氏名又は名称	〇〇製材(株)			
譲渡した年月日	30年 11月 14日			
譲渡山林を植木・購入した時期				
譲渡価額の総額（収入金額）	① 25,000,000 円	25,000,000 円		
伐採費、運搬費、譲渡費用の額	② 7,980,000 円	7,980,000 円		
専従者控除額のうち②に相当する部分の金額	③			
計（②+③）	④ 7,980,000 円	7,980,000 円		
差 引（①-④）	⑤ 17,020,000 円	17,020,000 円		
取得費、管理費、管理費率による場合	⑥ 8,510,000 円	8,510,000 円		
植林費、取得に要した経費	⑦			
管理費その他の育成費用	⑧			
⑦以外の専従者控除額	⑨			
計（⑦+⑧+⑨）	⑩			
被災事業用資産の損失の金額（保険金等が補填される部分を除く。）	⑪			
必要経費 ④+⑥又は⑩+⑪	⑫ 16,490,000 円	16,490,000 円		
森林計画特別控除（注1）	⑬			
収入金額基準額（注2）で計算した金額を記載する。）	⑭			
所得基準額（⑤×50%-⑩）	⑮			
⑭と⑮のうち低い方の金額	⑯			
差 引 金額	⑰ 8,510,000 円	8,510,000 円		
①-⑫-⑯又は⑰	⑱			
特別控除額	⑲ 500,000 円	500,000 円		
山林所得金額	⑳ B 8,010,000 円	8,010,000 円		

(注) 1 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。
2 ⑤の金額が2,000万円以下のときは「⑤×20%」、⑤の金額が2,000万円超のときは「⑤×10%+200万円」で計算した金額を記載してください。

【事例1】の解説

- この事例は、売却した時において所有期間が5年を超える山林を伐採して売却していますので、その売却による所得は、**山林所得**となります。

また、この山林(先祖伝来の山林)は、平成15年12月31日以前から引き続いて所有していますので、山林所得の金額の計算に当たっては、「**概算経費控除の特例**」(18ページ参照)を適用することができます。

山林所得の金額の計算は、左記のように「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」を使用して行いますが、この事例では、次のようになります。

収入金額(譲渡価額)		必要経費				
25,000,000円	-	伐採費などの譲渡費用	取得費、管理費などの概算経費の額	-	特別控除額	山林所得金額
		(7,980,000円	+ 8,510,000円)		500,000円	= 8,010,000円

- 山林所得は、他の所得と分けて税額を計算しますが、税額(税金)の計算は、「**申告書B第一表、第二表**」及び「**申告書第三表(分離課税用)**」で行いますので、次ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。

なお、山林の売却などにより**合計所得金額**(7、10ページ参照)が**1,000万円を超える場合**には、「**配偶者(特別)控除**」の適用を受けることはできません(配偶者(特別)控除は、申告される方及び配偶者の合計所得金額に応じて適用される控除額が異なります。詳しくは、9、22ページをご確認ください。)

したがって、この事例では、給与について年末調整で適用を受けている「**配偶者特別控除**」の適用をしないで納める税金(所得税及び復興特別所得税)の計算をすることとなります。

この事例の納める税金(所得税及び復興特別所得税)は、**486,500円**となります。

適用を受ける**特例適用条文**を書きます(18ページから21ページ参照)。

例えば、「**概算経費控除の特例**」(措法30条)、「**森林計画特別控除の特例**」(措法30条の2)などがあります。

この事例では、「**概算経費控除の特例**」を適用していますので、措法「**30**」条と書きます。

譲渡代金の総額を書いてください。

山林の伐採に要した人件費などの費用、伐採した山林の運搬費、測量費、仲介手数料など山林の譲渡に要した費用(譲渡費用)の合計額を書いてください。

お売りになった山林の取得費や管理費などの金額を書いてください。

なお、お売りになった山林を平成15年12月31日以前から所有していた場合には、「**概算経費率**」による方法(「**概算経費控除の特例**」)で計算することができます。

詳しくは、18ページを参照してください。

この事例では、「**概算経費率**」による方法で計算していますので、取得費や管理費などの金額は、次のようになります。

譲渡価額の総額(収入金額)		伐採費などの金額		概算経費率		概算経費率による場合の 取得費、管理費などの金額
(25,000,000円	-	7,980,000円)	×	0.5	=	8,510,000円

「**森林計画特別控除の特例**」の適用を受ける場合に書いてください。

詳しくは、20ページを参照してください。

特別控除額を書いてください。

特別控除額は、**500,000円**(ただし、「**⑰差引金額**」欄の金額を限度とします。)です。

なお、青色申告の方で、山林所得の金額から控除する「**青色申告特別控除**」(18ページ参照)がある場合には、その金額を「**特別控除額**」欄の上段に「**青×××円**」と二段書きしてください(14ページ参照)。

③ 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の6ページも併せてご覧ください。

申告書B第二表

申告年分、住所、氏名などを書いてください。

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

次の各種控除欄は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください。

⑫ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金(これらについては、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた場合を除き、支払をした旨を証する書類を添付するか提示する必要があります。)、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの給与から差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

なお、源泉徴収票に記載された社会保険料等の額を書く場合には、第二表の「⑫社会保険料控除」の社会保険の種類の欄に、「源泉徴収票のとおり」と書いてください。

⑭ 生命保険料控除

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除きます。)がある場合に、新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の別に、その合計額を書きます。

⑮ 地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料(いわゆる契約者配当金を除きます。)がある場合に、地震保険料と旧長期損害保険料の別に、その合計額を書きます。

なお、⑭、⑮欄について、給与所得者が、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた金額と同じ場合には、第二表のそれぞれの欄に、「源泉徴収票のとおり」と書いてください。

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 〒100-0001 東京都千代田区千代田

氏名 山田 太郎

○ 所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
給与	給料(株)〇〇商事	6,700,000	255,700

所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計 255,700

○ 雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	引金額
-------	-------------	------	-------	-----

○ 特例適用条文等

○ 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度	専従者給与(控除)額
----------	------	----	------	---------	------------

○ 住民税・事業税に関する事項

氏名	個人番号	生年月日	別居の場合の住所	前年中の所得(課税標準)	前年中の住民税	前年中の事業税
----	------	------	----------	--------------	---------	---------

「配偶者控除」又は「配偶者特別控除」(9ページ参照)を受けられる場合には、配偶者の氏名、生年月日、マイナンバー(個人番号)などを書いて、該当する欄を☑チェックしてください。

この事例では、山林を伐採して売却された方の合計所得金額(7,10ページ参照)が1,000万円を超えているため「配偶者特別控除」の適用ができませんので、源泉徴収票に記載がある場合であっても、「②①～②②配偶者(特別)控除」欄は記載しません。

○ 住民税・事業税に関する事項

給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外(平成31年(2019年)4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「給与から差引き」の☑に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は、「自分で納付」の☑に○を記入してください。

第二表 平成30年分(以降用) 第二表は、第一表と併せて提出する(源泉徴収票、国民年金保険料や生保料の支払証明書を申告書に添付し、これらと併せて提出する。)

第一表④欄へ(13ページ)

④ 第一表の 所得から差し引かれる金額 の箇所を書きます。

- **所得から差し引かれる金額** は、「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の13ページから21ページで計算できます。

申告書B第一表(左下部)

雑損控除	⑩								
医療費控除	⑪								
社会保険料控除	⑫			5	8	0	0	0	0
小規模企業共済等掛金控除	⑬								
生命保険料控除	⑭			5	0	0	0	0	
地震保険料控除	⑮			5	0	0	0	0	
寄附金控除	⑯								
寡婦、寡夫控除	⑰						0	0	0
勤労学生、障害者控除	⑱						0	0	0
配偶者(特別)控除	㉑						0	0	0
養育控除	㉒						0	0	0
基礎控除	㉔			3	8	0	0	0	0
合計	㉕			1	0	6	0	0	0

この事例の場合、合計所得金額が1,000万円を超えていますので、「配偶者特別控除」は適用できません。

第三表㉕欄へ(12ページ)

「配偶者特別控除」の適用を受ける場合は、「1」を記入します(「配偶者控除」の適用を受ける場合は、記入の必要はありません。)

平成 30 年分 給与所得の源泉徴収票

Y市〇〇町1-10

奥山 太郎

給料・賞与	6,700,000	4,830,000	1,440,000	255,700
社会保険料等の金額	380,000			
基礎控除等の金額	580,000	50,000	50,000	
所得金額				

30 〇 36 11 9

F市△△町7-3-14

株式会社 〇〇商事

「給与所得の源泉徴収票」からの転記

この事例では、各種控除額が既に年末調整により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を「給与所得の源泉徴収票」から上のように転記することができます。

㉑～㉒ 配偶者(特別)控除

あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたの合計所得金額及び配偶者の合計所得金額に応じて受けられる控除です。

- あなたの平成30年中の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、控除を受けられません。
- 配偶者が青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合や、白色申告者の事業専従者となっている場合は、控除を受けられません。
- 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
- 配偶者(特別)控除額は、22ページの「2 配偶者(特別)控除額表」又は「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の20ページを参照してください。
- 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、㉑～㉒欄の「区分」の□に「1」と記入し、控除額を書いてください。

この事例では、山林を伐採して売却された方の合計所得金額が1,000万円を超えているため、配偶者特別控除の適用は受けられません。

㉓ 扶養控除

あなたに控除対象扶養親族がいる場合に、一定の金額が控除されます。

扶養控除の額は「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の21ページを参照してください。

- 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、平成15年1月1日以前に生まれた方(年齢16歳以上の方)のことです。

㉔ 基礎控除

基礎控除の金額は、**38万円**です。

5 第三表の山林の **収入金額** や **所得金額** などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「山林所得収支内訳書(計算明細書)」から転記します。

申告年分と空白部分を右のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。

なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

収入金額

「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「①譲渡価額の総額(収入金額)」のA欄に記載した金額を右のように転記します。

所得金額

「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「⑬山林所得金額」のB欄に記載した金額を右のように転記します。

なお、この山林所得の金額が**赤字**の場合には、他の各種所得の金額(土地建物等の譲渡による譲渡所得の金額、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額などを除きます。)の**黒字**からその**赤字**を控除することができます(**損益通算**)。

損益通算は、その所得によって通算する順序が決まっていますので、詳しくは、税務署にお尋ねください。

また、**赤字**の所得が数多くある場合には、「損益の通算の計算書」(国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を使用して計算することもできます。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

平成 30 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定 申告書 (分離課税用) F A 0 0 3 6

整理番号 一連番号

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

特例適用条文

法	項	号
南法	第30条	第1項
南法	第30条	第2項
南法	第30条	第3項

住所 所 氏名 Y市〇〇町1-10
オオサカ タロウ
大阪 太郎

(単位は円)

収入金額	所得金額
短期譲渡 一般分 ㉔	短期譲渡 一般分 ㉕
長期譲渡 一般分 ㉕	長期譲渡 一般分 ㉖
特定分 ㉖	特定分 ㉗
譲渡 軽課分 ㉗	譲渡 軽課分 ㉘
一般株式等の譲渡 ㉘	一般株式等の譲渡 ㉙
上場株式等の譲渡 ㉙	上場株式等の譲渡 ㉚
上場株式等の配当等 ㉚	上場株式等の配当等 ㉛
先物取引 ㉛	先物取引 ㉜
山林 ㉜	山林 ㉝
退職 ㉝	退職 ㉞
収入金額 25000000	所得金額 8010000

税金の計算

税	対	分
70	対	分
71	対	分
72	対	分
73	対	分
74	対	分
75	対	分
76	対	分
77	対	分
78	対	分
79	対	分
80	対	分
81	対	分
82	対	分
83	対	分
84	対	分
85	対	分
86	対	分
87	対	分
88	対	分
89	対	分
90	対	分
91	対	分

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
合計	②			

分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項

種目・所得の生ずる場所	収入金額	配当所得に係る負債の利子	差引金額
-------------	------	--------------	------

合計所得金額 (7 ページ参照)

山林所得がある場合の合計所得金額は、次のイとロの合計額です。

イ 第一表の **所得金額** 「⑨合計」欄の金額

ロ 「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「⑬山林所得金額」B欄の金額(又は第三表の **所得金額** 「㉝山林」欄の金額)

イ + ロ = 合計所得金額

この事例では、次のようになります。

(イの金額) (ロの金額) (合計所得金額)
4,830,000円 + 8,010,000円 = 12,840,000円

第三表 (平成二十八年分以降適用) ○第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出して

特例適用条文

この事例では、「概算経費控除の特例」(措法30条)の適用を受けていますから、「特例適用条文」欄の「措法」を「○」で囲み、その横のマス目に「30」と書きます。

なお、条文の「項・号」について分からない場合は、その部分の記載を省略しても差し支えありません。

山林所得 収支内訳書 (計算明細書)		譲渡者 住所 Y市〇〇町1-10	氏名 (フリガナ) 大阪 太郎	電話番号 (×××) △△△-〇〇〇〇
関与 税理士 住所		氏名	電話番号	
特 例 適 用 条 文		合 計		
譲渡した山林の明細	山林の所在地番 面積 皆伐・間伐の区分 樹種 樹齢 本数 数量 住所又は所在地 先氏名又は名称 譲渡した年月日 譲渡山林を植林・購入した時期	内 訳		
		措法 30 条		
		K市〇〇町××1228		
		ヘクタール 3.2 杉 ひのき	皆伐・間伐 60 80 年	ヘクタール 皆伐・間伐 年
		本 3,000	m ³	本 m ³
		K市〇〇町××1-2-3		
		〇〇製材(株)		
		30年 11月 14日 年 月 日		
		年 月 日 年 月 日		
	譲渡価額の総額(収入金額)	① A 25,000,000 円	25,000,000 円	円
	伐採費、運搬費、譲渡費用の額	② 7,980,000 円	7,980,000 円	円
	専従者控除額のうち②に相当する部分の金額	③ 円	円	円
	計(②+③)	④ 7,980,000 円	7,980,000 円	円
	差 引 (① - ④)	⑤ 17,020,000 円	17,020,000 円	円
	取得費、管理費など	⑥ 8,510,000 円	8,510,000 円	円
	概算経費率による場合	⑦ 円	円	円
	概算経費率による場合	⑧ 円	円	円
	③以外の専従者控除額	⑨ 円	円	円
	計(⑦+⑧+⑨)	⑩ 円	円	円
	被災事業用資産の損失の金額(保険金等で補填される部分を除く。)	⑪ 円	円	円
	必要経費(④+⑥又は⑩+⑪)	⑫ 16,490,000 円	16,490,000 円	円
	森林計画特別控除(注1)	⑬ 円	円	円
	概算経費率の適用を受ける場合(注2で計算した金額を記載する。)	⑭ 円	円	円
	概算経費率の適用を受けない場合	⑮ 円	円	円
	⑭と⑮のうち低い方の金額	⑯ 円	円	円
	差 引 金 額 (①-⑫-⑯又は⑬)	⑰ 8,510,000 円	8,510,000 円	円
	特 別 控 除 額	⑱ 500,000 円		
	山 林 所 得 金 額	⑲ B 8,010,000 円		

(注) 1 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。
2 ⑤の金額が2,000万円以下のときは「⑤×20%」、⑤の金額が2,000万円超のときは「⑤×10%+200万円」で計算した金額を記載してください。

(資7-6-1-A4統一)
(平成28年分以降適用)

6 第三表の 税金の計算 の箇所を書きます。

第一表の **所得金額**「⑨ 合計」欄に記載した金額（6 ページ参照）と **所得から差し引かれる金額**「②⑤ 合計」欄に記載した金額（9 ページ参照）を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑨欄の金額 - ②⑤欄の金額 = A として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑦⑩欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に⑤⑨欄から⑥⑨欄までの金額を、対応する⑦⑩欄から⑦⑩欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、⑤⑨欄から⑥⑨欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する⑦⑩欄から⑦⑩欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合（赤字の場合も含みます。）は記入の必要はありません。

この事例の場合、②⑤欄の金額(1,060,000円)が⑨欄の金額(4,830,000円)から引ききれいていますから、その残額である3,770,000円を⑦⑩欄に書き、⑥⑧欄の金額は、そのまま⑦⑩欄に転記します。

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

所得 分離 課税 金額	短期譲渡	一般分	⑤⑨						
	軽減分	⑥⑩							
	長期譲渡	一般分	⑥⑩						
	特定分	⑥⑩							
	軽減分	⑥⑩							
	一般株式等の譲渡	⑥⑩							
	上場株式等の譲渡	⑥⑩							
	上場株式等の配当等	⑥⑩							
	先物取引	⑥⑩							
	山林	⑥⑩							
税金 の 計算	退職	⑥⑩							
	総合課税の合計額 (申告書B第一表の⑨)	⑨							
	所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表の②⑤)	②⑤							
	⑨ 対応分	⑦⑩							
	⑤⑨ 対応分	⑦⑩							
	⑥⑩ ⑥⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑥⑩ ⑥⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑥⑩ ⑥⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑥⑩ ⑥⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑥⑩ ⑥⑩ 対応分	⑦⑩							
税金 の 計算	⑥⑩ ⑥⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑥⑩ ⑥⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑥⑩ ⑥⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑥⑩ ⑥⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑥⑩ ⑥⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑥⑩ ⑥⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑥⑩ ⑥⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑥⑩ ⑥⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑥⑩ ⑥⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑥⑩ ⑥⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑥⑩ ⑥⑩ 対応分	⑦⑩							

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

税金 の 計算	⑦⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑦⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑦⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑦⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑦⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑦⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑦⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑦⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑦⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑦⑩ 対応分	⑦⑩							
税金 の 計算	⑦⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑦⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑦⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑦⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑦⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑦⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑦⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑦⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑦⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑦⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑦⑩ 対応分	⑦⑩							

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

23ページの「5 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。
この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(⑦⑩欄) 所得税の税率 控除額 総合課税の所得金額に対する税額
3,770,000円 × 0.2 - 427,500円 = 326,500円 (⑦⑩欄に書きます。)

分離課税の所得金額に対する税額

22ページの「1 山林所得に対する所得税の税額表」を参照してください。

課税される所得金額(⑦⑩欄) 所得税の税率 山林所得金額に対する税額
8,010,000円 × 0.05 = 400,500円 (⑧④欄に書きます。)

【事例2】消費税の課税事業者の方が山林を伐採し、売却したケース

私は、先祖伝来の山林を伐採し、平成30年10月17日に7,560万円（内、消費税（地方消費税を含みます。以下この事例において同じです。）560万円）で売却しました。

この山林の所在地は、Y市〇〇町1230番（林地面積は4.3ヘクタール）で、売却した山林の樹種は、ひのき（樹齢60年）、材積は3,900m³でした。

また、この山林を売却する際に、伐採費と運搬費が28,236,600円（内、消費税2,091,600円）かかりました。私は、消費税の課税事業者で、消費税の経理は、税込経理方式により行っています。

「山林所得収支内訳書（計算明細書）【課税事業者用】」を作成します。

消費税の課税事業者に該当しない方の「山林所得収支内訳書（計算明細書）」の記載方法は、4～5ページをご覧ください。

山林の所在地番を書いてください。

お売りになるために山林を伐採した林地の面積を書いてください。

お売りになった山林の樹種や主な立木の樹齢を書いてください。

お売りになった山林の本数や数量（材積）が分かる場合に書いてください。

特別控除額を書いてください。

特別控除額は、500,000円（ただし、「⑫差引金額」欄の金額を限度とします。）です。

なお、青色申告の方で、山林所得の金額から控除する「青色申告特別控除」（18ページ参照）がある場合には、その金額を「特別控除額」欄の上段に「青×××円」と二段書きしてください。

山林所得収支内訳書（計算明細書）		課税者 氏名 住所 税理士 住所	譲渡者 氏名 住所 税理士 住所
		H市〇〇町11-2	氏名 (フリガナ) ヒロシマ イチロウ 電話番号 (〇〇〇) △△△-××××
		氏名 広島 一郎 電話番号 () ()	
(課税事業者用)		合 計	内 訳
消費税等の経理方式	特例適用条文	税込・税抜	措法 30 条
譲渡した山林の所在地番	面積	伐採・間伐の区分	Y市〇〇町1230
樹種	樹齢	面積	4.3ヘクタール 皆伐・間伐
本数	数量	材積	ひのき 60年 3,900m ³
譲渡した山林の住所又は所在地	先氏名又は名称	譲渡した年月日	Y市〇〇町6-7 (株)〇〇製材所
譲渡した時期	譲渡した時期	譲渡した時期	30年10月17日
譲渡価額の総額（収入金額）	①	75,600,000円	(5,600,000) 75,600,000円
総収入金額に算入される消費税等の額	②		
計 (①+②)	③	A 75,600,000円	75,600,000円
伐採費、運搬費、譲渡費用の額	④	28,236,600円	(2,091,600) 28,236,600円
専従者控除額のうち④に相当する部分の金額	⑤		
計 (④+⑤)	⑥	28,236,600円	28,236,600円
差 引 (①-⑥)	⑦	47,363,400円	47,363,400円
取得費、管理費など	⑧	23,681,700円	23,681,700円
概算経費率の適用を受ける場合 (注2)で計算した金額を記載する。	⑨		
概算経費率の適用を受ける場合 (注2)で計算した金額を記載する。	⑩		
概算経費率の適用を受ける場合 (注2)で計算した金額を記載する。	⑪		
計 (⑧+⑩+⑪)	⑫		
被災事業用資産の損失の金額 (保険金等で補填される部分を除く。)	⑬		
必要経費 ⑥+(⑧又は⑫)+⑬	⑭	51,918,300円	51,918,300円
必要経費に算入される消費税等の額	⑮	3,508,400円	3,508,400円
計 (⑭+⑮)	⑯	55,426,700円	55,426,700円
森林計画特別控除 (注1)	⑰		
概算経費率の適用を受ける場合 (注2)で計算した金額を記載する。	⑱		
概算経費率の適用を受ける場合 (注2)で計算した金額を記載する。	⑲		
⑱と⑲のうち低い方の金額	⑳		
差 引 金 額	㉑	20,173,300円	20,173,300円
特別控除額 (注3)	㉒	青 100,000 500,000	
山林所得金額	㉓	B 19,573,300円	

(注) 1 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。
2 ⑦の金額が200万円以下のときは「⑦×20%」、⑦の金額が200万円超のときは「⑦×10%+200万円」で計算した金額を記載してください。
3 「青色申告特別控除」の適用がある場合には、その金額を「特別控除額」の合計欄の上段に二段書きしてください。
(資7-6-2-A4統一) (平成28年分以降用)

消費税の経理方式について該当するものを「○」で囲んでください。

適用を受ける**特例適用条文**を書きます（18ページから21ページ参照）。

例えば、「**概算経費控除の特例**」（措法30条）、「**森林計画特別控除の特例**」（措法30条の2）などがあります。

この事例では、「**概算経費控除の特例**」を適用していますので、措法「**30**」条と書きます。

消費税の経理方式として「**税込経理方式**」を適用している方は、消費税込みの譲渡代金を書いてください。

また、「**税抜経理方式**」を適用している方は、消費税抜きの譲渡代金を書いてください。

この事例では、「**税込経理方式**」を適用していますので、消費税込みの譲渡代金**75,600,000**円（内、消費税の額**5,600,000**円）を書きます。

なお、譲渡代金に含まれる消費税の額は、（ ）書で①欄の上段に書いてください。

消費税の経理方式について「**税込経理方式**」を適用している方は、消費税の還付額が生じた場合のその還付額を書いてください。

消費税の経理方式について「**税込経理方式**」を適用している方は、消費税込みの伐採費、運搬費、譲渡費用の合計額を書いてください。

また、「**税抜経理方式**」を適用している方は、消費税抜きの伐採費、運搬費、譲渡費用の合計額を書いてください。

この事例では、「**税込経理方式**」を適用していますので、消費税込みの伐採費、運搬費の合計額**28,236,600**円（内、消費税の額**2,091,600**円）を書きます。

なお、伐採費、運搬費、譲渡費用の額に含まれる消費税の額は、（ ）書で④欄の上段に書いてください。

②欄の金額は概算経費の額の計算の基礎には算入されませんので、ご注意ください。

消費税の経理方式について「**税込経理方式**」を適用している方は、消費税の納付額を書いてください。

この事例では、①欄の（ ）内の金額5,600,000円と④欄の（ ）内の金額2,091,600円との差額である消費税の納付額**3,508,400**円（100円未満切捨て）を書きます。

消費税の経理方式について「**税抜経理方式**」を適用している場合において、③年末現在の仮受消費税の金額と仮払消費税の金額との差額と消費税の納付額又は還付額との差額が生じたときや、⑥課税仕入れに係る消費税額のうち、消費税の税額控除をすることができない金額（控除対象外消費税額）があるときは、②欄又は⑮欄に記載することとなります。詳しくは税務署にお尋ねください。

「**森林計画特別控除の特例**」の適用を受ける場合に書いてください。

詳しくは、20ページを参照してください。

○ 「**申告書B第一表、第二表**」及び「**申告書第三表（分離課税用）**」の記載のしかたについては、【事例1】の6ページから13ページの記載例をご覧ください。

平成 30 年分
山林所得のあらまし

ここでは、**山林所得の概要**や**計算のしかた**について説明しています。
4～15 ページの記載例とともに申告書等の作成の参考としてください。

	(ページ)
I 山林所得の範囲	17
II 所得税が課税されない山林所得	17
III 山林所得の金額の計算方法	18
IV 山林所得の税金が軽減される特例	20

参考
1

山林所得の申告に当たっての注意点

- 山林所得の税額表は一般の税額表と異なり、22 ページの「1 山林所得に対する所得税の税額表」を使用してください。
- 山林所得に対しては、**地方税(住民税)もかかります**。
なお、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、改めて住民税や事業税の申告書を提出する必要はありません。
- 申告に当たっては、「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」(4、11、14 ページ参照。国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を確定申告書とともに提出してください。
- ここに説明していない事柄や分からないことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

I 山林所得の範囲

1 山林所得とは

所有期間が5年を超える山林を、①伐採して譲渡したり、②立木のままで譲渡したことによる所得です。

山林の「譲渡」には、通常の売買のほか、交換、競売、公売、代物弁済、収用、法人に対する現物出資なども含まれます。

なお、山林を土地付きで譲渡した場合には、**土地の部分の譲渡による所得は、譲渡所得**になります。

※ 山林を取得してから5年以内に、伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡したことによる所得は、その伐採や譲渡が事業として営まれている場合には事業所得になり、そうでない場合には雑所得になります。

2 山林所得が課税される特殊な場合

次の場合にも山林所得の課税の対象になります。

(1) 次の事由により、山林の移転があった場合

イ 法人に対する贈与や遺贈、時価の2分の1未満の価額による譲渡

ロ 限定承認に係る相続や限定承認に係る包括遺贈(個人に対するものに限ります。)

(2) 自分の住宅を建築するなど山林を伐採して家事の用に使用した場合

(3) 分収造林契約又は分収育林契約に基づき山林の伐採又は譲渡による収益を分収した場合

(4) 分収造林契約又は分収育林契約に係る権利を譲渡した場合

(5) 生産森林組合から従事分量分配金を受けた場合

※ 上記(1)及び(2)は時価で山林の譲渡があったものとして課税されます。

II 所得税が課税されない山林所得

所有期間が5年を超える山林を、伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡した場合であっても、次の場合には所得税は課税されません。

なお、この課税されない所得の計算上損失が生じて、**その損失はなかったもの**とされます。

1 山林を国や地方公共団体に寄附した場合や、公益法人等に寄附し国税庁長官の承認を受けた場合

2 山林を相続税の物納に充てた場合

3 資力を失い、債務を弁済することが著しく困難な場合に、滞納処分や強制執行、競売、破産手続などにより、山林(山林を継続的に譲渡している人が所有しているものを除きます。)を譲渡した場合

記帳・保存をお忘れなく

白色申告者のうち**山林所得、不動産所得又は事業所得**を生ずべき業務を行う**全ての方**は、収入金額や必要経費に関する事項について、取引の年月日、相手方の名称、金額や日々の売上げ・仕入れの合計金額等を**帳簿に記載しなければなりません**。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡便な方法で記載しても差し支えありません。

また、収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や棚卸表、請求書、領収書などの書類は**保存しなければなりません**。

詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。か、税務署にお尋ねください。

Ⅲ 山林所得の金額の計算方法

山林所得の計算方法

山林所得の金額は、次の算式で計算します。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{収入額※} & - & \text{必要経費} & - & \text{山林所得の特別控除額 (50万円)} & \left[\begin{array}{l} \text{(収入金額-必要経費)} \\ \text{の額が限度額} \end{array} \right] & \\ & & & & & & \\ & & & - & \text{青色申告特別控除額} & \left[\begin{array}{l} \text{青色申告者について} \\ \text{10万円以内の一定額} \end{array} \right] & = & \text{山林所得の金額} \end{array}$$

※ 平成30年分の山林所得の収入金額は、平成30年中に、伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡した山林（所有期間が5年を超えるもの）に限り、次の点に注意してください。

- 1 平成30年中に譲渡した山林 …… 売買契約などに基づいて、平成30年中に買主などに引き渡した山林ですが、平成30年中に引渡しが行われていない山林であっても、平成30年中に売買契約の効力が生じているものは、平成30年中に譲渡した山林として申告することができます。
- 2 未収入金 …… 平成30年中に譲渡した山林の譲渡代金を平成30年中に受け取っていない場合でも、未収入金を含めた譲渡代金の全部が平成30年分の収入金額になります。

必要經費

特別控除額

山林所得の金額

平成30年分の山林所得の収入金額から控除される**必要経費の計算方法**には、次の**1 及び 2の方法**があります。

1 原価計算による方法

平成30年分の山林所得の必要経費は、平成30年中に譲渡した山林の取得費、管理費、伐採費、その他その山林の育成又は譲渡に要した費用の合計額です（「参考事項1」19ページ参照）。ただし、昭和27年12月31日以前から所有していた山林を譲渡した場合の必要経費は、①「その山林の昭和28年1月1日の相続税評価額」と②「その山林の昭和28年1月1日以後に支出した管理費、伐採費その他その山林の育成又は譲渡に要した費用の額」との合計額になります。

なお、平成30年中に支出したこれらの費用であっても、平成30年中に譲渡しなかった山林について支出した費用は、平成30年分の必要経費にはなりません。

2 「概算経費率」による方法「概算経費控除の特例」

平成15年12月31日以前から所有していた山林を譲渡した場合の必要経費は、次の算式で計算することができます（「参考事項2」19ページ参照）。

$$\left(\text{山林の譲渡収入金額} - \text{伐採費・譲渡に要した費用} \right) \times 50\% + \text{伐採費・譲渡に要した費用} + \text{被災事業用資産の損失の金額}$$

この「概算経費率」による方法によって必要経費を計算した場合には、「申告書第三表（分離課税用）」の【特例適用条文】欄の「措法」を「○」で囲み「□□□条の」内に「30条の」と記入してください。

50万円の山林所得の特別控除があります（（収入金額－必要経費）の額が限度額）。
 (注) 上記のほか、森林経営計画に基づいて山林を譲渡した場合の**森林計画特別控除**や、収用などにより山林を譲渡した場合の**5,000万円の特別控除**があります（20、21ページ参照）。

青色申告者は、必要経費のほかに、次の金額のうちいずれか低い方の金額（最高10万円）を青色申告特別控除額として控除することができます。

- 2 青色申告特別控除額を控除する前の山林所得の金額（山林所得の特別控除後の金額）

※ この青色申告特別控除には、最高10万円の特別控除と最高65万円の特別控除とがありますが、65万円の青色申告特別控除は、不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者のうち一定の者について、これらの所得を通じて最高65万円を控除できることとされており、山林所得については適用できません。

また、山林所得のほかに事業的規模の不動産所得や事業所得があり65万円の青色申告特別控除を適用した場合には、その年分の山林所得について、10万円の青色申告特別控除を適用することはできません。

参考事項 1

【原価計算による方法】の必要経費(18ページ)について

○ 取得費、管理費など

- (1) 植林費 … 苗木の購入代金やその運搬費、購入手数料、植付けの際の人件費など植林のために要した費用です。
- (2) 取得に要した費用 … 山林の購入代金や仲介手数料などその山林を購入するために要した費用です。
- (3) 育成費 … 肥料代、防虫費、下刈り・枝打ち・除草などのための人件費など山林を育成するために要した費用です。
- (4) 管理費 … 固定資産税、森林組合費、火災保険料、機械器具の減価償却費など山林を管理するために要した費用です。
- (5) その他 … このほか次のものも必要経費になります。

イ 山林の災害や盗難、横領による損失 … 平成30年中に、所有山林について災害や盗難、横領により損害を受けた場合のその損失額（保険金や損害賠償金などで補てんされる部分を除きます。）です。

ロ 山林経営を事業としている場合の譲渡代金の貸倒損失、利子税、青色事業専従者給与額、事業専従者控除額 … 山林経営を事業としている場合には、次の金額が必要経費になります。

- (イ) 山林の譲渡代金の貸倒損失など … ①山林の譲渡代金が譲渡した相手方の資力喪失などのために回収不能となったときの貸倒損失や、②事業の遂行上保証した債務を履行した場合で債務者に対して求償権の行使ができなくなったときのその行使ができなくなった部分の金額です。

※ 山林経営を事業としていない場合の貸倒損失や、保証債務の履行に伴う損失については、21ページの3や4をご覧ください。

- (ロ) 所得税を延納した場合の利子税 … 平成29年分の所得税を延納した場合の利子税のうち次の算式で計算した金額です。

$$\text{納付した利子税額} \times \frac{\text{平成29年分の山林所得の金額}}{\text{平成29年分の各種所得の金額の合計額}} \\ (\text{給与所得、退職所得を除きます。})$$

※ 山林を延払条件付で譲渡した場合で所得税を延納しているときの利子税は、その全額が必要経費になります。

- (ハ) 青色事業専従者給与額 … 税務署長に提出している「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載した金額の範囲内で、実際に青色事業専従者に支給した金額のうち、専従期間、仕事の内容、従事の程度や他の使用人に支給する給与の状況、その事業の規模、収益の状況などからみて労務の対価として相当と認められる金額に限ります。

- (ニ) 事業専従者控除額 … 山林経営者（白色申告者に限ります。）と生計を一にする15歳以上の親族で、平成30年中を通じ6か月を超える期間、山林経営に従事していた者（以下「事業専従者」といいます。）がいる場合に、その事業専従者一人ごとに計算した次のAかBのうちいづれか低い方の金額です。

A 50万円（その事業専従者が山林経営者の配偶者である場合は、86万円）

B（事業所得＋不動産所得＋山林所得）÷（事業専従者の数＋1）

※ 上の算式中の所得は、事業専従者控除額や山林所得の特別控除額を控除しないで計算した金額によります。

○ 伐採費、譲渡に要した費用

- (1) 伐採費 … 山林の伐採に要した人件費などの費用です。
- (2) 譲渡に要した費用 … 伐採した山林の運搬費や測量費、仲介手数料など山林の譲渡に要した費用です。

参考事項 2

【「概算経費率」による方法〔概算経費控除の特例〕】の必要経費(18ページ)について

- (1) 平成16年1月1日以後に相続、贈与、遺贈により取得した山林であっても、次のいずれにも該当する場合には、この方法で必要経費を計算することができます。

イ 被相続人、贈与者、遺贈者が平成15年12月31日以前から所有していたものであること。

ロ その山林の相続、贈与、遺贈があった際にその山林について譲渡があったものとみなされていないこと。

- (2) 「伐採費・譲渡に要した費用」とは、①山林の伐採に要した人件費などの費用や、②伐採した山林の運搬費、測量費、仲介手数料など山林の譲渡に要した費用です。

山林の育成費や管理費（「参考事項1」の(3)、(4)参照）は含まれません。

※ 青色事業専従者給与額や事業専従者控除額（「参考事項1」の(ハ)、(ニ)参照）は、従事日数などによって「伐採費・譲渡に要した費用」の部分と「育成費、管理費」などの部分にあん分し、「伐採費・譲渡に要した費用」の部分は、18ページの算式の「伐採費・譲渡に要した費用」に含めて計算します。

- (3) 「被災事業用資産の損失の金額」とは、①災害により山林や山林経営のために使用していた事業用の固定資産について平成30年中に生じた損失の金額や、②災害がやんだ日から1年以内（大規模な災害の場合等には3年以内）に支出した①の資産に関する原状回復のための費用などの災害関連費用です。

Ⅳ 山林所得の税金が軽減される特例

山林所得の税金が軽減される主な特例には、次のものがあります。

1 森林計画特別控除の特例(措法30条の2)

特例のあらまし

森林法の規定による市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けた森林経営計画に基づいて山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡した場合には、その山林の収入金額から必要経費のほかに森林計画特別控除額が控除されます。

しかし、交換、現物出資、収用等により山林を譲渡した場合、法人に対する贈与・遺贈、限定承認に係る相続若しくは個人に対する限定承認に係る包括遺贈により山林の移転があった場合、又は森林の保健機能の増進に関する特別措置法に規定する森林保健施設を整備するために山林を伐採若しくは譲渡した場合については、この特例は適用されません。

(1) 特例の内容

この特例の適用がある山林については、収入金額から必要経費のほかに次のイとロの金額のうちいずれか低い方の金額(「概算経費率」による方法によって必要経費を計算した場合にはイの金額)が「森林計画特別控除額」として控除されます。

イ 収入金額基準額

$$\left(\begin{array}{c} \text{平成 30 年中に譲渡したこの特例の適用がある山林の収入金額} \\ - \text{伐採費・譲渡に要した費用} \end{array} \right) = A$$

① Aの金額が2,000万円以下のとき $A \times 20\%$

② Aの金額が2,000万円を超えるととき $A \times 10\% + 200 \text{ 万円}$

ロ 所得基準額

$$\left(\begin{array}{c} \text{平成30年中に譲渡したこの特例の適用がある山林の収入金額 } B \\ - \text{伐採費・譲渡に要した費用} \end{array} \right) \times 50\% \\ - \left\{ \begin{array}{c} B \text{ に対応する部分の必要経費} \\ - \left(\begin{array}{c} \text{伐採費・譲渡に要した費用} \\ + \text{B に対応する部分の被災事業用資産の損失の金額} \end{array} \right) \end{array} \right\}$$

※ 森林法の規定による市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けた森林経営計画に基づいて、平成30年中に、山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡した場合であっても、その後、森林法又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法の規定によりその森林経営計画の認定が取り消されたときなどは、この特例が受けられなくなります。

(2) 申告の手続

「申告書第三表(分離課税用)」の【特例適用条文】欄の「措法」を「○」で囲み「☐☐☐条^第☐」内に「30^第2」^第と記入するとともに、次の書類を申告書とともに提出してください。

イ 「山林所得収支内訳書(計算明細書)」(国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)

ロ 森林経営計画に基づく伐採・譲渡である旨などの市町村長(森林経営計画の対象となる森林の所在地が2以上ある場合で、その森林の全部が同一都道府県内にあるときはその都道府県知事、その森林が複数の都道府県にまたがるときは農林水産大臣)の証明書

ハ 伐採・譲渡した山林に係る林地の測量図

ニ 森林経営計画書の写し

2 収用などにより山林を譲渡した場合の特例(措法33条、33条の4)

特例のあらまし

土地収用法などによる収用等により山林を譲渡した場合には、その山林所得の金額の計算について、(1)5,000万円の特別控除の特例か、(2)代替資産を取得した場合の課税の特例か、**いずれか一方**の特例の適用を受けることができます。

- (1) **5,000万円の特別控除の特例**(措法33条の4) … 公共事業施行者から最初に取り買などの申出のあった日から6か月を経過した日までに山林の譲渡を行うなど一定の要件に該当する場合には、この要件に該当する山林の山林所得の金額(特別控除額50万円を控除する前の金額)から5,000万円(山林所得の特別控除額を控除する前の金額が5,000万円未満の場合には、その金額)が控除されます。
- (2) **代替資産を取得した場合の課税の特例**(措法33条) … 補償金などの全部で山林を取得したり、補償金などに代えて山林だけを取得した場合には課税されません。

また、補償金などの一部で山林を取得した場合には、補償金などの残りの部分について課税されます。

3 山林の譲渡代金が貸倒れになった場合の特例(所法64条1項)

特例のあらまし

山林の譲渡代金が貸倒れになったときは、貸倒れになった譲渡代金に対応する部分の山林所得は、所得がなかったものとされます。

しかし、山林経営を事業としている人の山林の譲渡代金が貸倒れになった場合には、この特例は適用されません。この貸倒れによる損失の金額は、必要経費に算入されます(19ページ「**参考事項1**」の(5)の口のイ参照)。

4 保証債務を履行するため山林を譲渡した場合の特例(所法64条2項)

特例のあらまし

保証債務を履行するため山林を譲渡した場合で、その保証債務の主たる債務者などに対して求償権の行使ができなくなったときは、その求償権の行使ができなくなった金額に対応する部分の山林所得は、所得がなかったものとされます。

この特例の適用を受ける場合には、「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」の「必要経費」欄の上段に、その求償権の行使ができなくなった金額(「**保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)**」(国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。))で計算します。)を「**保×××円**」と記載し、併せて「**申告書第三表(分離課税用)**」の【**特例適用条文**】欄の「**所法**」を「**○**」で囲み「**□□□条□項**」内に「**64条2項**」と記載してください。

しかし、次の場合にはこの特例は適用されません。

- (1) **事業の遂行上生じた保証債務を履行するため山林を譲渡した場合**

※ この場合には、求償権の行使ができなくなった金額は、事業所得や山林所得などの必要経費に算入されます(19ページ「**参考事項1**」の(5)の口のイ参照)。

- (2) **山林を継続的に譲渡している人が保証債務(上記(1)の事業の遂行上生じたものを除きます。)を履行するために山林を譲渡した場合**

【参考 2】

1 山林所得に対する所得税の税額表

○ 山林所得については、事業所得や給与所得などの他の所得とは区分した上で、他の所得と異なった計算方法により税額を計算します。

課税される所得金額		(申告書第三表㉔欄の金額)	A	
		円		
A	課税される山林所得金額	B 所得税の税率	C 控 除 額	課税される所得金額に対する税額
	1,000円 ～ 9,749,000円	0.05(5%)	0円	(A × B - C)
	9,750,000円 ～ 16,499,000円	0.1(10%)	487,500円	
	16,500,000円 ～ 34,749,000円	0.2(20%)	2,137,500円	
	34,750,000円 ～ 44,999,000円	0.23(23%)	3,180,000円	
	45,000,000円 ～ 89,999,000円	0.33(33%)	7,680,000円	
	90,000,000円 ～ 199,999,000円	0.4(40%)	13,980,000円	
	200,000,000円 ～	0.45(45%)	23,980,000円	円
				(申告書第三表㉔欄へ)

- 注 1 「課税される山林所得金額」に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
- 2 例えば、「課税される山林所得金額」が4,000万円の場合には、求める税額は次のようになります。
- 40,000,000円 × 0.23(23%) - 3,180,000円 = 6,020,000円

2 配偶者（特別）控除額表

あなた（居住者）の合計所得金額

円

D

配偶者の合計所得金額

円

E

○ ここで求められた配偶者（特別）控除の額は、申告書B第○表の所得から差し引かれる金額「②①～②② 配偶者（特別）控除」欄へ転記します。

なお、配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「②①～②② 配偶者（特別）控除」欄の「区分」の□に「1」を記入してください。

		あなた（居住者）の合計所得金額（Dの金額）			控除の種類
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者の合計所得金額（Eの金額）	38万円以下 （控除対象配偶者）	38万円	26万円	13万円	配偶者控除
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
	38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	
	123万円超	0円	0円	0円	

○ ここで求められた配偶者（特別）控除の額は、申告書B第一表の所得から差し引かれる金額「㉑～㉒ 配偶者（特別）控除」欄へ転記します。

なお、配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「㉑～㉒ 配偶者（特別）控除」欄の「区分」の□に「1」を記入してください。

- 注 1 「控除対象配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色申告者の事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が38万円以下である方のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。
- 2 「老人控除対象配偶者」とは、控除対象配偶者のうち、昭和24年1月1日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）をいいます。

3 給与所得金額の計算表

給与等の収入金額	(申告書B第一表㉑欄の金額)	F
	円	

○ ここで計算した給与所得金額は、申告書B第一表の所得金額「⑥給与」欄へ転記します。

Fの金額	給与所得の金額
～650,999円	0円
651,000円 ～1,618,999円	$F - 650,000$ 円
1,619,000円 ～1,619,999円	969,000円
1,620,000円 ～1,621,999円	970,000円
1,622,000円 ～1,623,999円	972,000円
1,624,000円 ～1,627,999円	974,000円

Fの金額	給与所得の金額
1,628,000円 ～1,799,999円	$F \div 4$ の金額 (※千円未満の端数は切捨て) $G \times 2.4$ 円
1,800,000円 ～3,599,999円	$G \times 2.8 - 180,000$ 円
3,600,000円 ～6,599,999円	$G \times 3.2 - 540,000$ 円
6,600,000円 ～9,999,999円	$F \times 0.9 - 1,200,000$ 円
10,000,000円～	$F - 2,200,000$ 円

4 公的年金等の雑所得の金額の計算表

公的年金等の雑所得の収入金額	(申告書B第一表㉒欄の金額)	H
	円	

○ ここで計算した公的年金等の雑所得の金額は、申告書B第一表の所得金額「⑦雑」欄へ転記します。

なお、その他の雑所得がある場合は、「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の10ページをご覧ください。

年齢区分	Hの金額	公的年金等の雑所得の金額
昭和29年1月2日以後に生まれた方	～700,000円	0円
	700,001円 ～1,299,999円	$H - 700,000$ 円
	1,300,000円 ～4,099,999円	$H \times 0.75 - 375,000$ 円
	4,100,000円 ～7,699,999円	$H \times 0.85 - 785,000$ 円
	7,700,000円～	$H \times 0.95 - 1,555,000$ 円

年齢区分	Hの金額	公的年金等の雑所得の金額
昭和29年1月1日以前に生まれた方	～1,200,000円	0円
	1,200,001円 ～3,299,999円	$H - 1,200,000$ 円
	3,300,000円 ～4,099,999円	$H \times 0.75 - 375,000$ 円
	4,100,000円 ～7,699,999円	$H \times 0.85 - 785,000$ 円
	7,700,000円～	$H \times 0.95 - 1,555,000$ 円

5 総合課税の所得金額に対する税額の計算表

課税される所得金額	(申告書第三表㉔欄の金額)	I
	円	

(注) 申告書第三表の税金の計算「㉔課税される所得金額」欄の書き方は、12ページの「課税される所得金額」の計算を参照してください。

Iの金額	J(所得税の税率)	K(控除額)	課税される所得金額に対する税額
1,000円 ～ 1,949,000円	0.05(5%)	0円	$(I \times J - K)$ 円 (申告書第三表㉔欄へ)
1,950,000円 ～ 3,299,000円	0.1(10%)	97,500円	
3,300,000円 ～ 6,949,000円	0.2(20%)	427,500円	
6,950,000円 ～ 8,999,000円	0.23(23%)	636,000円	
9,000,000円 ～ 17,999,000円	0.33(33%)	1,536,000円	
18,000,000円 ～ 39,999,000円	0.4(40%)	2,796,000円	
40,000,000円 ～	0.45(45%)	4,796,000円	

お 忘 れ な く !

マイナンバー(個人番号)の記載等について

確定申告書を提出する際は、毎回、

マイナンバー(12桁)の記載

+

本人確認書類の提示又は写しの添付

が必要です。

本人確認
書類の例

《例1》マイナンバーカード

《例2》通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

詳しくは、「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の37ページをご覧ください。

「財産債務調書」・「国外財産調書」の提出について

確定申告が必要な方で、平成30年分の退職所得を除く各種の所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、平成30年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「**財産債務調書**」を**平成31年(2019年)3月15日(金)**までに所得税の納税地の所轄税務署に提出しなければなりません。

また、居住者(非永住者を除きます。)の方で、平成30年12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える**国外財産**を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「**国外財産調書**」を**平成31年(2019年)3月15日(金)**までに住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

なお、「国外財産調書」を提出する方が、「財産債務調書」を提出する場合には、その「財産債務調書」には「国外財産調書」に記載した国外財産に関する事項(その国外財産の価額を除きます。)の記載は要しません。

詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「財産債務調書制度に関するお知らせ」及び「国外財産調書制度に関するお知らせ」をご覧ください。



税務署 この社会あなたの税がいきている

- 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、確定申告に関する情報やタックスアンサー(よくある税の質問)を提供しています。
- 申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 申告書、各種計算書、明細書及び説明書等は、国税庁ホームページからダウンロードできます。また、税務署にも用意してあります。